



2019年5月15日

各位

会社名 日本電子株式会社
 代表者名 代表取締役社長 栗原 権右衛門
 (コード番号 6951 東証第一部)
 問合せ先 経営戦略室長 塩田 将司
 TEL (042)543-1111

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を本年6月26日開催予定の当社第72回定時株主総会（以下「本総会」といいます。）に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の目的

- (1) グループ全体の「経営」と「執行」の役割分担を明確にして経営効率を高めるため、経営戦略を決定する最高経営責任者（CEO）と実際の経営を執行する最高執行責任者（COO）を選定することができるものとし、併せて株主総会および取締役会の招集権者および議長を最高経営責任者（CEO）とするため、現行定款第14条（招集者および議長）、第21条（代表取締役および役付取締役）、第24条（取締役会の招集者および議長）について所要の変更を行うものであります。
- (2) 本日別途開示した「当社株券等の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）の非継続（廃止）に関するお知らせ」に記載のとおり、本総会終結の時をもって「当社株券等の大規模買付行為への対応方針」を継続せず廃止することといたしましたので、現行定款第17条（買収防衛策の導入等）の規定を削除し、第18条以下を繰り上げるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
(招集者および議長) 第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、 <u>取締役社長</u> が招集し、議長となる。 <u>取締役社長</u> に事故があるときは、取締役会があらかじめ定めた順序により他の取締役が招集し、議長となる。	(招集者および議長) 第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、 <u>最高経営責任者 (CEO)</u> が招集し、議長となる。 <u>最高経営責任者 (CEO)</u> に事故があるときは、取締役会があらかじめ定めた順序により他の取締役が招集し、議長となる。
<u>(買収防衛策の導入等)</u> 第17条 <u>買収防衛策の導入、継続および廃止は、株主総会においても決定することができる。</u> 2. 前項に定める買収防衛策の導入、継続および廃止とは、当会社の財務および事業の方針の決	(削 除)

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>定を支配する者の在り方に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するために、当社の発行する株式その他の権利の買付行為に関して、当該買付行為を行う者が遵守すべき手続およびこれに違反する者に対する対抗措置等を当社が定め、その適用を継続し、廃止することをいう。</u></p>	
<p>第18条 　　（条文省略） 第20条</p>	<p>第17条 　　（現行どおり） 第19条</p>
<p>（代表取締役および役付取締役） 第21条 取締役会は、その決議によって、代表取締役を選定する。 2. 代表取締役は、会社を代表し、会社の業務を執行する。 3. 取締役会は、その決議によって、取締役中より取締役社長1名、取締役会長1名、取締役副会長若干名を選定することができる。</p>	<p>（代表取締役および役付取締役） 第20条 取締役会は、その決議によって、代表取締役を選定する。 2. 代表取締役は、会社を代表し、会社の業務を執行する。 3. 取締役会は、その決議によって、取締役中より取締役社長1名、取締役会長1名、取締役副会長若干名を選定することができる。 4. <u>取締役会は、その決議によって、最高経営責任者（CEO）1名、最高執行責任者（COO）1名を選定することができる。</u></p>
<p>第22条 　　（条文省略） 第23条</p>	<p>第21条 　　（現行どおり） 第22条</p>
<p>（取締役会の招集者および議長） 第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長</u>が招集し、議長となる。<u>取締役社長</u>に事故があるときは、取締役会があらかじめ定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。</p>	<p>（取締役会の招集者および議長） 第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>最高経営責任者（CEO）</u>が招集し、議長となる。<u>最高経営責任者（CEO）</u>に事故があるときは、取締役会があらかじめ定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。</p>
<p>第25条 　　（条文省略） 第45条</p>	<p>第24条 　　（現行どおり） 第44条</p>

3. 日程

定款一部変更のための定時株主総会開催日	2019年6月26日（予定）
定款一部変更の効力発生日	2019年6月26日（予定）

以上